

農林水産省 地方農政局 (畜産系技術職)

令和8年4月
農林水産省

1 地方農政局とは何をする、どのような組織なのか

2 日々、どのような仕事をしているのか

3 若手職員の声など

農林水産行政の流れ

農林水産業の現状を踏まえて目指す方向を設定し、その実現に向けて政策手法を検討・措置。地方農政局はその執行等を担当。

政策の企画・立案（主に本省）

- ・課題の設定
- ・基本的な方針の作成

- ・政策手法の検討
（法令、事業等）

- ・政府内、外部との調整
- ・法令作成、予算の確保

政策の執行（主に地方農政局）

- ・政策の現場への周知
- ・法令、事業等の執行
（交付、検査等）

- ・政策情報の収集
- ・現場の問題点の把握

地方農政局の管轄都道府県と所在地

地方農政局は、8地域^(※1)に設置され、地域ごとに都道府県^(※2)を担当。生産や消費の現場に近い国の機関として、地域に応じた政策を執行。

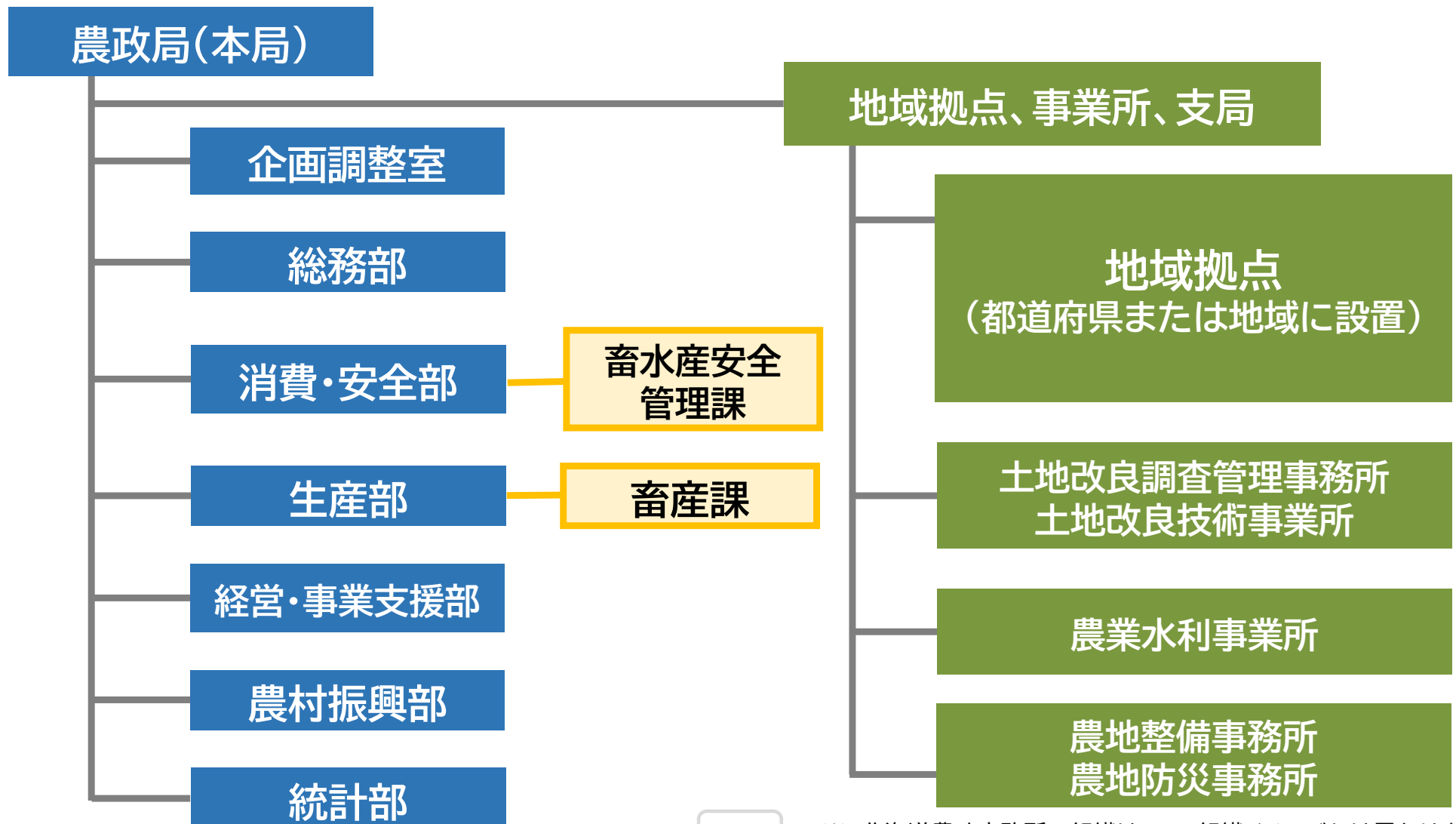
地方農政局名	管轄エリア	所在地
北海道農政事務所	北海道	北海道札幌市中央区北2条西19-8 (札幌第4地方合同庁舎)
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎)
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県	石川県金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県	愛知県名古屋市中区三の丸2-6-2 (名古屋第4地方合同庁舎)
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎)
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)

※1 北海道は地方農政局ではなく、北海道農政事務所という名称の組織となります。

※2 沖縄県は、地方農政局ではなく、内閣府沖縄総合事務局が同様の機能を果たしていますが、農林水産省畜産系技術職員採用試験による採用はありません。同事務局での採用については、同事務局の採用情報を御確認ください。

地方農政局の組織

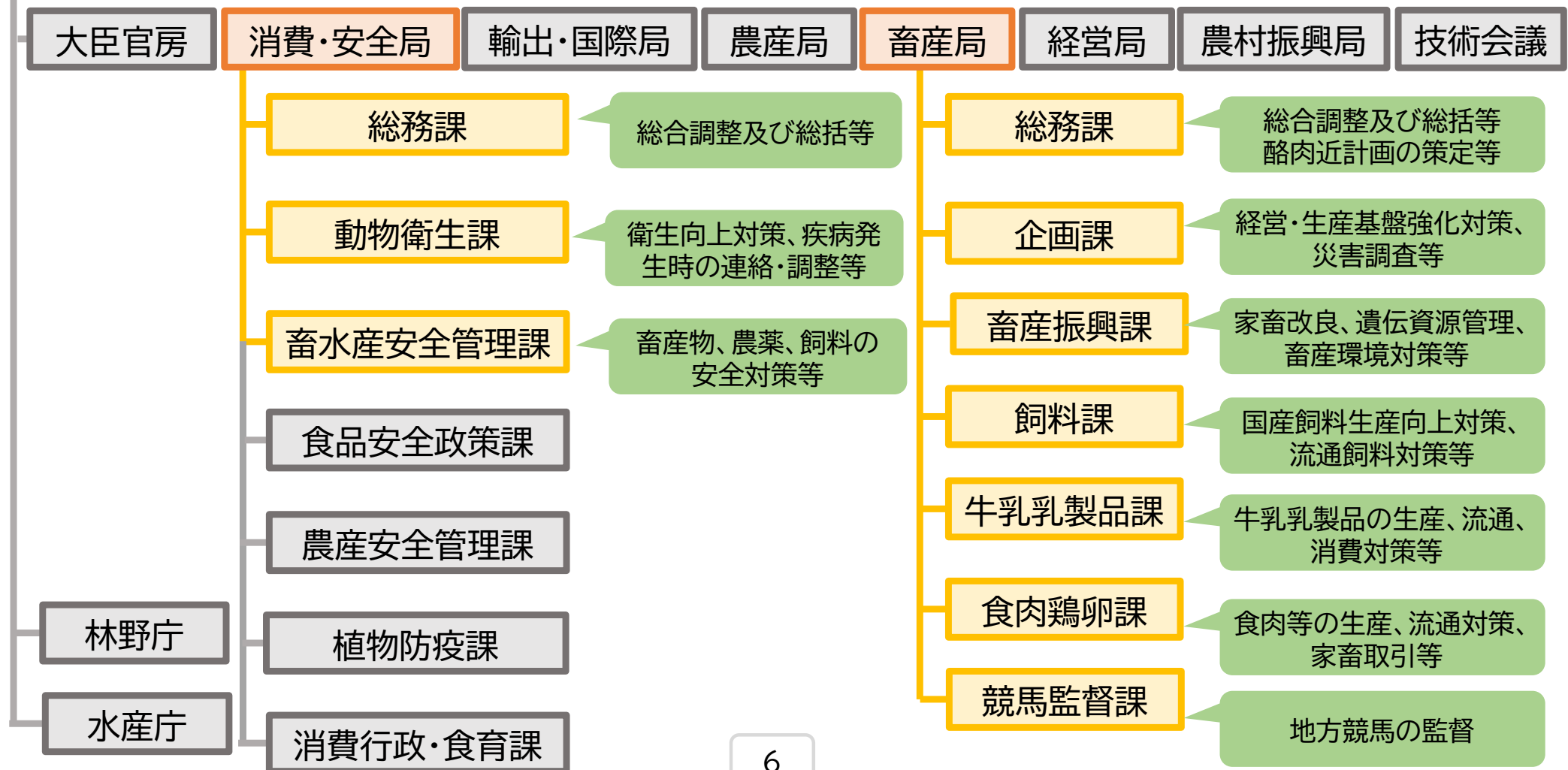
地方農政局において、畜産系技術職員は、主に生産部畜産課または消費・安全部 畜水産安全管理課に配属。



消費・安全局、畜産局の組織概要と農政局における業務

消費・安全部畜水産安全管理課では、本省消費・安全局の政策、生産部畜産課では本省畜産局の政策を周知・執行。

農林水産省本省



消費・安全局の業務内容

国民の「食の安全」を守る。国民の「いのち」を守る。

家畜衛生の向上

国内の伝染性疾病の防疫

- 都道府県の家畜保健衛生所と連携した発生予防、まん延防止の取組
- 発生状況の調査、飼養衛生管理基準の遵守の指導
- 農場HACCP認証制度による衛生管理の推進

海外からの疾病の侵入防止

- 空海港での水際検疫の強化
- 近隣諸国・WOAH等国際機関との協力
- 各国との輸出入検疫協議

畜産物の安全性確保

動物用医薬品・飼料の安全性確保

- 使用基準・安全基準の設定、調査・指導

薬剤耐性（AMR）対策

- 国際機関や人分野と連携した薬剤耐性対策

牛トレーサビリティ制度

- 立入検査、勧告、命令等による制度の信頼確保

獣医師及び獣医療に関する政策

- 獣医師国家試験の実施、免許の交付
- 獣医師の動向の把握や産業動物獣医師の確保

都道府県の防疫演習



国際会議への出席



牛のトレーサビリティ制度



産業動物獣医師



畜産局の業務内容

命をはぐくむ食物が生まれる場所、畜産物の生産現場を支える。

生産振興・経営安定対策

生産現場の生産性向上

- 家畜の能力向上、飼養管理方式の改善
- 畜産経営の規模拡大、機械化の推進
- 自給飼料の生産拡大、耕畜連携

経営安定対策による安定供給

- 畜種別の赤字補填等の経営安定対策や配合飼料価格安定制度の運用
- 畜産物の需給調整対策（国家貿易等）

畜産物の流通合理化、消費拡大

流通の合理化

- 食肉センター、牛乳処理施設などの流通施設の整備・統合による流通コストの低減

消費拡大対策

- 畜産物の高付加価値化、6次産業化
- 和牛や牛乳乳製品をはじめとする畜産物の輸出拡大

搾乳ロボットの導入



国産飼料の増産



飼料用米を活用した
畜産物のブランド化



和牛統一マーク
による輸出促進



1 地方農政局とは何をする、どのような組織なのか。

2 日々、どのような仕事をやっているのか。

3 若手職員の声など

地方農政局での仕事風景①

農林水産政策を現場に周知し、執行していくため、執務室でのデスクワーク、説明会、イベント開催等、様々な業務を実施。

データ整理



政務出張随行



電話対応



BUZZMAFF撮影



生産者説明会



オンライン会議



消費者向けイベント



打合せ



資料作成



情報収集



自治体説明会



地方農政局での業務風景②

補助事業を実施した施設への調査・確認をはじめとして、管内の畜産に関する様々な取組主体への調査や意見交換を実施。



地域畜産クラスター協議会における課題等検討会



自給飼料生産に関する現地調査



食鳥処理の現地調査



家畜排せつ物堆肥化施設の現地調査

地方農政局での業務風景③

管内の畜産に関する優良な取組を全国に広げていくため、現地研修やWeb開催を組み合わせ、セミナーや研修会を開催。



自給飼料生産・利用推進セミナー
(北海道農政事務所)



肉用繁殖牛放牧現地研修会
(東北農政局)



飼料増産推進研修会の開催
(中国四国農政局)



水田飼料作物シンポジウムWEB
※WEB開催としたことで東北から九州・沖縄の関係者が参加
(近畿農政局)

地方農政局での業務風景④

災害発生時には、現地に近い国の機関として、必要に応じて現地調査を実施し、支援のために本省や都道府県との調整を実施。



-
- 1 地方農政局とは何をする、どのような組織なのか
 - 2 日々、どのような仕事をしているのか
 - 3 若手職員の声など**

地方農政局で働く若手職員の声

○ 私は飼料関係の業務を担当しており、主に調査や補助金事務を行っています。飼料や草地はこれまで詳しく学んだことがない分野だったため、初めて聞く言葉も多く、勉強の日々です。この仕事は研修や現地調査での出張が多く、さまざまな地域の畜産関係者と関わる機会に恵まれているため、経験とともに知識を得ることができます。今後は現場で得た知識をもっと幅広い分野に活用し、畜産振興に貢献していきたいです。

[令和7年入省]

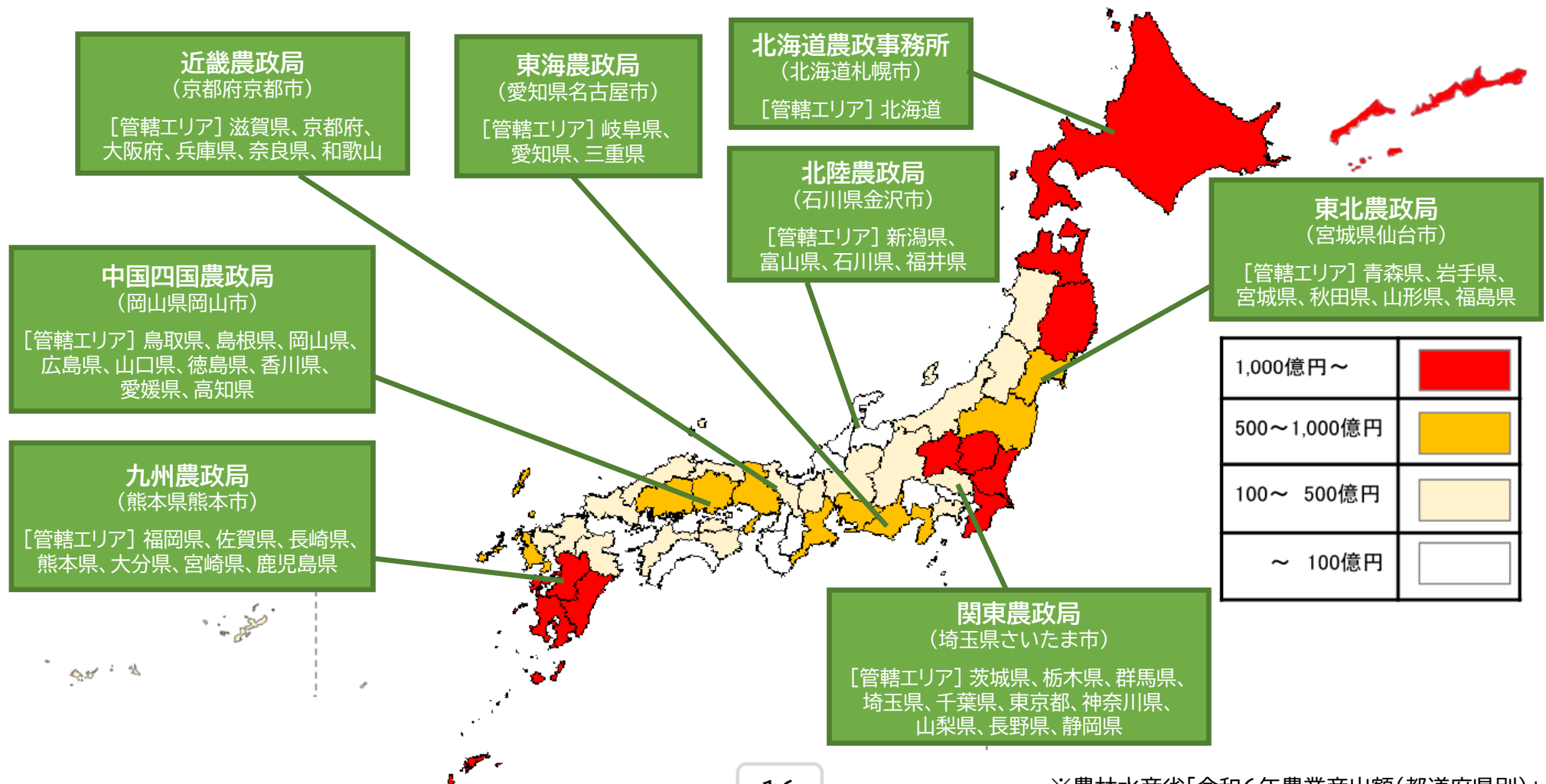


○ 農政局は本省と現場をつなぐ役割として、多くの関係者と連絡を取りながら、日々の業務に励んでいます。入省当初、行政の手続きや法令関係など覚えることも多いですが、分からないところは経験豊富な先輩・上司が丁寧に教えてくれるので、充実した環境下で業務に取り組むことができます。また日々の業務に加え、職場内外での研修や生産現場への出張など、様々な地域に伺って自身の見識を広げることができます。現場に近い国の機関として、行政と現場の橋渡しや関係者との出会いを通じて、自身の学びや成長につなげることができる仕事です。

[令和7年入省]

畜産の都道府県別産出額と農政局の配置

畜産の年間総産出額が1,000億円を超える自治体は10道県^(※)。
畜産が盛んな地域もあれば、コメや園芸作物が盛んな地域など様々。
地域の状況に応じて、我が国の畜産業の持続的な発展に貢献。



まとめ

地方農政局の仕事は、現場への政策の周知と執行です。

どんなに良い政策や事業であっても、現場に知ってもらい、使ったり、取り組んでもらうことが必要です。

我が国は、地域によって生産・流通・消費の状況や抱える課題は様々であり、地域の状況を知って、地域の実情に応じて政策を提案し、より現場のためになると思える仕事をできるのが地方農政局です。

私たち、畜産系技術職員は、本省、地方農政局の職員が一体となって、我が国の畜産業を持続的に発展させて、食料の安定供給と環境を支えるために仕事をしています。

日本が抱える様々な課題の解決と一緒に取り組んでみませんか？

